

最高裁判所(第二小法廷) 令和●●年(〇〇)第●●号 誤認による不当課税取消請求上告受理
事件

国側当事者・国

令和4年12月16日不受理・確定

(控訴審・高松高等裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和4年8月10日判決、本資料27
2号・順号13745)

(第一審・高知地方裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和4年3月15日判決、本資料27
2号・順号13686)

決 定

申立人	甲
相手方	国
同代表者法務大臣	齋藤 健
同指定代理人	入江 純一

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認めら
れない。

令和4年12月16日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	三浦 守
裁判官	草野 耕一
裁判官	岡村 和美
裁判官	尾島 明